

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：濱本昌克（屋号：昌栄ニット）
 - (2) 代表者職氏名：濱本昌克
 - (3) 所在地：和歌山県和歌山市田尻 79-18

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

（平成 30 年 4 月 2 日認定）

「認 1708006142」「認 1708006143」

（同年 7 月 13 日）

「認 1808008215」「認 1808008216」「認 1808008217」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 2 年 6 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。